

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に対する意見及びそれに対する考え方

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ★：NGN IPoE 協議会からの意見

☆：設備構築事業者（NTT 東日本・西日本、ソフトバンク及びKDDIを除く）からの意見 ●：その他の事業者・団体からの意見

第 1 章 NGN の県間通信用設備の扱い

意見	本研究会における考え方	修正の有無
<p>意見 1 県間通信用設備の不可欠性、不可避性・一体性</p> <p>■ 県間伝送路に不可欠性はないため、県間接続料や接続条件について、当社にのみルール化を求めることは適当でなく、当事者間で協議が行われるべき。NGNの県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、費用負担を含め、要望事業者自身の判断で選択可能のため、NGNの県間伝送路を不可避的に経由するとの指摘は当たらない。</p> <p>● 全ての都道府県にPOIが設置されない限り、NGN県間設備を不可避的に利用する状況に変わりなく、NGN県間設備はボトルネックである。</p> <p>● 報告書案に賛同。NGNの県間通信用設備について第一種指定通信設備に指定すべき。指定設備となるべきか否かは、そのネットワークを構成する設備ひとつひとつの代替的調達の可能性で判断されるものではなく、指定設備と一体的設置されているか否か(設備利用の不可避性)で判断されるべき。</p>	<p>考え方 1</p>	<p></p>
<p>○ 県間伝送路に不可欠性はないため、県間接続料や接続条件について、当社にのみルール化を求めることは適当でなく、当事者間で協議が行われるべきもの。</p> <p>【県間通信用設備の不可避性】 県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者も</p>	<p>○ 「今後、県間接続料の算定方法について総務省及び本研究会において注視を継続するとともに、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討してい</p>	<p>無</p>

ビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、不可欠性はないものと考えます。

また、事業者からNGNでの新たなPOIの設置要望をいただいた場合には、適切な費用を負担いただくことを前提として要望事業者と協議を行っています。現に、NGNの県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、費用負担を含め、要望事業者自身の判断で選択可能であり、NGNの県間伝送路を不可避的に経由するとの指摘にはあたらないと考えます。

IP網へ移行後の音声サービスのIP-IP接続については、原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークをつなぎ合うこととなるため、当社は他事業者の県間伝送路を、他事業者は当社の県間伝送路を利用することとなり、それぞれの県間伝送路を不可避的に利用せざるを得ない状況は、当社も他事業者も同じとなります。

以上を踏まえると、県間通信用設備の接続料・接続条件について、当社にのみルール化を求めることは適当でなく、当事者間で協議が行われるべきものと考えます。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

- なお、NTT東西殿は、接続事業者からのPOI設置箇所の追加要望に対し検討を進めていくことを以て、NGN県間設備を不可避的に利用せざるを得ない状況ではない、との主張をされていますが、全ての都道府県にPOIが設置されない限り、NGN県間設備を不可避的に利用する状況に変わりなく、NGN県間設備がボトルネックでないという論拠にはなり得ないと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

く必要がある」等の結論の前提となる、本報告書案の不可避性・一体性に関する第1章

(1)アの記載(※)を覆す事実はなく、同記載は妥当であると考えます。

※本報告書案第1章(1)ア

NTT東日本・西日本のNGNの県間通信用設備(以下単に「県間設備」という。)は、第一種指定電気通信設備に指定されていないが、現状において、例えばIPoE方式によりNGNと接続する場合は、相互接続点の設置場所(POI)が東京、大阪等の一部都府県に限定されているため、これらの都府県以外のNGNの利用者向けにサービスを提供する場合において不可避的に県間設備を経由することとなり、第一種指定電気通信設備と県間設備の一体的な利用が行われることとなる。

また、将来において、PSTNからIP網への移行に伴い電話設備についてIP網同士の接続が行われる場合の設置場所は東京・大阪の2箇所であることが事業者間で確認されている(POIの追加設置は排除されない)が、この場合についても、東京・大阪のPOIから東京・大阪以外のNTT東日本・西日本の光IP電話又はメタルIP電話の利用者に着信する場合は、不可避的に県間設備を経由することとなり、第一種指定電気通信設備と県間設備の一体的な利用が行われることとなる。

○ 報告書案に賛同します。

当協会は、これまでどおりNGNの県間通信用設備について第一種指定通信設備に指定するべきであると考えます。理由は以下の通りです。

1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）はこれまで「県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、NGNの県間伝送路に不可欠性がないことは明らか」として指定設備化されるべきでない理由を述べていますが、一構成設備に対して他からの調達可能性のみをもって指定設備でないとするのは適切ではありません。NGNが指定設備であるのはボトルネックと一体として設置される設備であることが根拠であることから、指定設備となるべきか否かは、そのネットワークを構成する設備ひとつひとつの代替的調達の可能性で判断されるものではなく、指定設備と一体的設置されているか否か（設備利用の不可避性）で判断されるべきです。仮にNGNを構成する物品の代替的調達の可能性をもって指定設備の判断を行うのであれば、NGNを構成するルータやサーバなど多くの汎用物品が指定設備から外れることになることから、そうした考え方が適切ではありません。
2. IPoEや電話網が地域POIで存在し得たとしても、そのPOIは東西全エリアをカバーしなければならない（エリアごとにPOIを設置することが不可能である）こと、これによって接続事業者がNGNの県間伝送路の利用を回避することは不可能であるなどの点で、すでに県間ネットワークがNGN県内通信網と一体となり、分離不可能であることが明らかです。そのため県間ネットワークについても一体的に第一種指定設備とし、コストを含む適正化や公平性の担保を行うべきです。

<p>3. NTT 東西殿に県間伝送路料金を下げるインセンティブが働かない中で、指定設備である NGN に結合された分離不可能な設備を非指定設備とすると、NGN について指定設備の制度全体が実質的に機能しなくなる恐れがあります。</p> <p>4. 仮に、このような考え方を認めると NGN などの指定設備の開放の抑止のために、指定設備に非指定設備を含ませて、且つその非指定設備にネットワーク機能としての不可欠性をもたせることで、実質的な指定設備制度の形骸化を行うことが可能となり、接続促進の観点で今後大きな障害となります。</p> <p>5. 実際に、東西で都道府県の数や地理的条件が大きく異なるにもかかわらず県間伝送路料金は同額であり、且つ技術革新による価格の低廉化等が行われてこなかったことから、正しい原価を反映したものでなく、上記の通り NTT 東西殿には価格低廉化のインセンティブが働かず、現時点で既に接続の支障となっています。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>意見 2 県間通信用設備の接続料等の透明性・公平性・適正性</p> <p>■ これまでの当社の取組みにおいて、県間設備の接続料・接続条件の透明性・公平性・適正性は確保されている。</p> <p>● コスト・需要の適切な反映及び協議期間短縮のため、NGN 県間設備の接続料は県内接続料と同様に将来原価方式での算定を行うとともに、総務省において当該接続料の検証を行うことが適当であり、早急に接続料の算定に関する研究会において議論を開始すべき。</p> <p>● 形式的に非指定となる場合であっても、第一種指定電気通信設備と同様の手順や算定方法でもって、接続料が決められる必要がある。</p>	<p>考え方 2</p>	

- 県間接続料の見直しについては、年々低廉化するコストや需要の増加を反映するため、毎年行い、その算定内容について総務省にて検証を行い、NTT東日本・西日本はその検証に必要なデータの開示をすべき。またその算定方法に関しても定期的に見直しを行うべき（同旨2者）。さらに、IP通信網県間区間伝送機能に係る接続料（例：354万円/10Gbps・月、921万円/100Gbps・月）については、4年以上も見直しが行われておらず適正性が確保されていないため、ルール化に当たってはNGN県間設備の接続料の包括的かつ統一的な検討が必要。
- 「県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間で合意が得られた状態ではない」との第二次報告書（案）での指摘や、非指定設備約款に規定された接続料については、過去、ほとんど見直しが行われてきていない事実があることも踏まえ、例えば、接続料の見直し検討は毎年度行ったうえで、もし、接続料を見直さないのであれば、見直さない理由について、毎年度の指定設備約款の接続料認可申請時にあわせて公表する等の取り組みが、段階的な対応として必要。
- 東西で都道府県の数や地理的条件が大きく異なるにもかかわらず県間伝送路料金は同額であり、且つ技術革新による価格の低廉化等が行われてこなかったことから、正しい原価を反映したものではない（同旨2者）。また、その点についての透明性も十分でない。
- NTT東西殿技術部門から積極的にご説明頂くことを強く要望するとともに、NTT東西殿から第三者による検証が可能となる技術的根拠を提示・説明いただくよう総務省に要請する。
- NTT東西の相互接続部門との実際の協議は「合意をもって」とは程遠く、接続事業者との交渉力の差を用い、決定事項を説明しているような状況。総務省や研究会においても、交渉力差の存在を前提とした制度の議論を行っていた

<p>だきたい。(同旨2者)</p>		
<p>○ これまでの当社の取組みにおいて、透明性・公平性・適正性は確保されている。</p> <p>【県間通信用設備の接続料・接続条件の透明性・公平性・適正性の確保】</p> <p>県間通信用設備の接続料・接続条件については、以下の観点から、透明性・公平性・適正性は確保されていると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 県間通信用設備の接続料・接続条件については、非指定設備約款に規定・公表し、同等に適用しているため、透明性及び公平性は確保しています。 - 接続料の適正性については、接続事業者に理解をいただいてきた認識です。県間接続料の協議についても、現に自ら県間通信用設備を保有するソフトバンク殿が検証した上で、県間接続料の適正性に納得いただき、合意に至ったものと考えています。また、県間接続料の見直しについても、協議において合意に向けて努力を続けていく考えです。 <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> <p>○ 本報告書案で示されている通り、第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に利用されるNGN県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要です。</p> <p>弊社では、優先パケット関係機能の利用に伴うNGN県間設備の接続料に関する東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。)との協議を2017年5月に開始しましたが、NTT東西殿から提示された接続料が、弊社が自社で県間設備を構築した場合の試算額と比較して数倍も高い水準であったことから、合意には至りませんでした。そのような中、本研究会で本件を取り上げて頂いたことにより、NTT東西殿から追加情報が提供され、それを基に再度検証を行ったところ、機器の購入時期によるコス</p>	<p>○ 県間接続料の透明性・公平性・適正性は確保されているというNTT東日本・西日本の意見については、これと異なる意見が接続事業者・関係団体から多数提出されている状況であり、特に、県間接続料の適正性については、「接続事業者に理解をいただいてきた認識」とするNTT東日本・西日本からの意見と、接続事業者・関係団体からの一層の見直し等を求める意見や毎年の見直しを求める意見等の間に、乖離がある状況と考えます。</p> <p>○ そのため、本研究会では、第二次報告書案所論のとおり、県間接続料の算定方法について注視を継続することとし、より具体的には、接続事業者・関係団体及びNTT東日本・西日本の双方の意見内容について更に確認し、その結果に応じて更に検討を進めていくなどして、フォローアップを進めることとします。</p>	<p>無</p>

ト差(経年による機器コスト低廉化)が接続料の差分の主な原因であることが判明し、2018年4月ようやく合意へと至りました。この協議を通じ、年々低廉化する機器コストの反映がNTT東西殿の裁量に委ねられているという大きな課題は既に明らかになっています。また、年々増加する需要の反映も同様にNTT東西殿の裁量に委ねられています。加えて、協議に1年弱を要したことから、個別協議での確認というやり方では時間や労力がかかることは明らかです。

よって、現状は、報告書案で示されているように「事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある」という段階ではなく、どのように当該課題を解消するための仕組みを作るか検討を進める段階であると考えます。コスト・需要の適切な反映及び協議期間短縮のため、NGN県間設備の接続料は県内接続料と同様に将来原価方式での算定を行うとともに、総務省殿において当該接続料の検証を行うことが適当であり、早急に接続料の算定に関する研究会において議論を開始すべきと考えます。(中略)

また、IP通信網県間区間伝送機能に係る接続料(例：354万円/10Gbps・月、921万円/100Gbps・月)については、同様に不可避免的に利用されるNGN県間設備であるにも関わらず4年以上も見直しが行われておらず、先の検証で明らかとなった近年の機器コスト低廉化の実態等を考慮すれば、適正性が確保されているとは言えない状況です。したがって、ルール化に当たっては優先パケット関係機能に係るものだけではなく、NGN県間設備の接続料の包括的かつ統一的な検討が必要であると考えます。

【ソフトバンク株式会社】

○ 適正性及び公平性の観点から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話

株式会社（以下「NTT東日本・西日本」とする。）は、非指定設備約款に記載されている県間接続料に関して、接続事業者から問合せがあった場合は、真摯に説明及び協議を行い、県間接続料が適切なものであることを理解して頂く必要があると思います。

県間接続料の見直しについては、年々低廉化するコストや需要の増加を反映するため、毎年行い、その算定内容について総務省にて検証を行い、NTT東日本・西日本はその検証に必要なデータの開示をすべきと思います。またその算定方法に関しても定期的に見直しを行うべきだと思います。

総務省及び本研究会におかれましては、県間接続料の算定方法について、適正性・公平性・透明性を確保する観点から引き続き注視いただきますようお願い申し上げます。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

- 「接続料の算定に関する研究会 第二次報告書（案）」（以下、「第二次報告書（案）」という。）にあるとおり、第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経由し一体的な利用が行われる場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要であるとの考え方に賛同いたします。

本研究会で当社が意見したとおり、仮に、コストにかかわらず高額な県間接続料が設定された場合には NGN を利用できなくなる事態が生じ得ることから、県間設備が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、第一種指定電気通信設備と同等に透明性、公平性及び適正性を確保するためには、県間接続料も指定設備約款の記載事項として、事前の規律（※1）の対象とすべきと考えます。

仮に、現時点において、一足飛びにそこまでいかないまでも、段階的に適

正性等を確保していく取り組みについて、引き続き、検討することが必要だと考えます。

具体的には、「県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間で合意が得られた状態ではない」との第二次報告書（案）での指摘や、非指定設備約款に規定された接続料については、一度規定された後は、過去、ほとんど見直しが行われてきていない事実（※2）があることも踏まえ、例えば、接続料の見直し検討は毎年度行っただうえで、もし、接続料を見直さないのであれば、見直さない理由について、毎年度の指定設備約款の接続料認可申請時にあわせて公表する等の取り組みが、段階的な対応として必要だと考えます。

（※1）例えば、コロケーションについては、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項（電気通信事業法第三十三条第四項第一号ホ）に指定され、その手続きや標準的期間のみならず、利用に関して他事業者が負担すべき金額についても記載することを接続約款の認可条件としている。

（※2）例）「IP 通信網県間区間伝送機能」の接続料（1ポートあたり月額）

	H14 年度	..	H26 年度	...	H30 年度
100Mbps	52 万円	..	52 万円	...	52 万円
1Gbps	156 万円	..	<u>136 万円</u>	...	136 万円
10Gbps	468 万円※	..	<u>354 万円</u>	...	354 万円
100Gbps			921 万円※	...	921 万円

※10Gbps は H23 年度から設定。100Gbps は H26 年度から設定。

※過去、料金の見直しは、H26 年度に 1Gbps と 10Gbps について一度行われたのみ。

【KDDI株式会社】

- NTT東西殿が主張している透明性確保については十分ではありません。後述するとおりNGNの県間ネットワークが、地理的条件が異なるにもかかわらず東西とも同額であること、さらにそのコストの根拠が全く公表されておらず検証可能性がないことから透明性は確保されていません。
 - KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）に意見に賛同します。
 - （再掲）報告書案に賛同します。
- 当協会は、これまでどおりNGNの県間通信用設備について第一種指定通信設備に指定するべきであると考えます。理由は以下の通りです。
1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）はこれまで「県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、NGNの県間伝送路に不可欠性がないことは明らか」として指定設備化されるべきでない理由を述べていますが、一構成設備に対して他からの調達可能性のみをもって指定設備でないとするのは適切ではありません。NGNが指定設備であるのはボトルネックと一体として設置される設備であることが根拠であることから、指定設備となるべきか否かは、そのネットワークを構成する設備ひとつひとつの代替的調達の可能性で判断されるものではなく、指定設備と一体的設置されているか否か（設備利用の不可避性）で判断されるべきです。仮にNGNを構成する物品の代替的調達の可能性をもって指定設備の判断を行うのであれば、NGNを構成するルータやサーバなど多くの汎用物品が指定設備から外れることになることから、そうした考え方が適切ではありません。

<p>2. IPoE や電話網が地域 POI で存在し得たとしても、その POI は東西全エリアをカバーしなければならない(エリアごとに POI を設置することが不可能である)こと、これによって接続事業者が NGN の県間伝送路の利用を回避することは不可能であるなどの点で、すでに県間ネットワークが NGN 県内通信網と一体となり、分離不可能であることが明らかです。そのため県間ネットワークについても一体的に第一種指定設備とし、コストを含む適正化や公平性の担保を行うべきです。</p> <p>3. NTT 東西殿に県間伝送路料金を下げるインセンティブが働かない中で、指定設備である NGN に結合された分離不可能な設備を非指定設備とすると、NGN について指定設備の制度全体が実質的に機能しなくなる恐れがあります。</p> <p>4. 仮に、このような考え方を認めると NGN などの指定設備の開放の抑止のために、指定設備に非指定設備を含ませて、且つその非指定設備にネットワーク機能としての不可欠性をもたせることで、実質的な指定設備制度の形骸化を行うことが可能となり、接続促進の観点で今後大きな障害となります。</p> <p>5. 実際に、東西で都道府県の数や地理的条件が大きく異なるにもかかわらず県間伝送路料金は同額であり、且つ技術革新による価格の低廉化等が行われてこなかったことから、正しい原価を反映したものでなく、上記の通り NTT 東西殿には価格低廉化のインセンティブが働かず、現時点で既に接続の支障となっています。</p> <p>○ 総務省の研究会においては、透明性や公平性、公正性が確保された議論が行われる必要が常にありますが、NTT 東西殿が研究会に提出される資料ではこれらを行うに必要な情報提供がされていない実態があり研究会での質疑を通じて口頭で初めて補足説明がなされるといった事もあります。</p>		
--	--	--

他会合*1において技術者向けに大変わかりやすく作成された資料を用いて議論されておりました。今後、総務省の研究会においてもこのように優れた資料を用いてNTT東西殿技術部門から積極的にご説明頂き、透明性や公平性、公正性が確保された議論が行われるよう強く要望致します。

併せて、NTT東西殿から第三者による検証が可能となる技術的根拠を提示・説明いただくよう総務省殿に要請します。

*1「NGN IPoE方式のインターネット接続とか」東日本電信電話株式会社資料, JANOG42, 2018年7月他

<https://www.janog.gr.jp/meeting/janog42/program/ipoe>

NTT東西殿は度々「事業者の同意をもって」実施したと状況説明を行うものの、NTT東西殿の相互接続部門との実際の協議は「合意をもって」とは程遠く、NTT東西殿と接続事業者の交渉力の差を用い、NTT東西殿決定事項を説明しているような状況です。この観点からも、NTT東西殿が主張する「問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うことで適正性を確保していく」ということでは説明を行っているだけで、適正性や公平性が担保されるものではないと考えます。総務省や研究会においても、交渉力差の存在を前提とした制度の議論を行っていただくようお願いいたします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

○ ソフトバンク、KDDIの意見に賛同します。

NGNの県間通信用設備は、第一種指定電気通信設備と一体不可分となって利用されることから、第一種指定電気通信設備と同水準の規律が必要と考えます。

そうすると、接続料についてもNTT東西それぞれ「能率的な経営の下におけ

<p>る適正な原価に適正な利潤を加えた金額」であるべきですが、県の数、人口分布、地理的条件なども大きく異なるNTT東西において接続料が同じであること、私ども一般の電気通信事業者が仕入れる設備の価格は年々下がること（または、同じ価格でより大容量の通信設備を仕入れられること）からも、本当に能率的な経営の下における適切な原価を反映したものといえるのか、疑念を持たざるを得ません。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p> <p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>県間伝送路については、第一種電気通信設備と一体に利用され、接続事業者が自由に選択して調達することができないのですから、本来、第一種指定電気通信設備として扱われるべきものです。形式的に非指定となる場合であっても、第一種指定電気通信設備と同様の手順や算定方法でもって、接続料が決められる必要があると考えます。</p> <p>また、報告書案にある「適正性及び公平性は一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。」という点はまさにその通りで、NTT東西は以前から、説明会や個別協議の場において、事実上決定した事項を伝えているにすぎません。NTT東西と接続事業者には依然として圧倒的な力の差があることを前提に、今後の競争政策が議論されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		
---	--	--

第2章 NGN のインターネット接続の接続料

意見	考え方	修正の有無
----	-----	-------

<p>意見3 PPPoEとIPoEの間の直接接続事業者数の差に関する記載</p> <p>★ PPPoE方式とIPoE方式のそれぞれの接続事業者数に「差が生じている」という記載は、差が生じていることに問題があると誤解されかねないため不適切であり修正すべき。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ PPPoE方式とIPoE方式のそれぞれの接続事業者数を報告書に掲載するのであれば現時点の数を事実ベースで記載することにとどめるべきです。「差が生じている」と記載すると「差が生じている」ことに問題があると読者に誤解を与えかねないため適切ではありません。従って次のように修正することを要望します：</p> <p>(修正案)</p> <p>現状では、PPPoE方式により76の事業者が接続しているのに対し、IPoE方式で接続しているのは6事業者である（いずれも直接接続数）。</p> <p style="text-align: center;">【NGN IPoE協議会】</p>	<p>○ 本報告書案では、まさに、差が生じているという現状分析を踏まえて、問題点の有無等について検討しているものであり、そうした検討の流れを不明確にする修正は望ましくないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見4 IPoEの直接接続事業者数の上限（いわゆる16者制限）</p> <p>■ 接続可能事業者数に関する制約を拡大するためには収容ルータの更改が必要となり、改善することは困難な状況に変わりない。16者まで十分な参入余地があるため、現時点では直接接続が阻害されるような状況には至っていない。</p> <p>★ 直接接続事業者の上限に係る技術的制約が解決される際は、上限緩和のコストにより利用者の負担が増加する懸念があるため、既存のVNE接続事業者と事前に協議し、検証することを要望。また「既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。」との記載は、誤解を与えかねないため、削除すべき。</p> <p>● 報告書案に賛同。特に、「制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。」の点は重要なポイント。利害が対立するため</p>	<p>考え方4</p>	

<p>合意を前提としないことは当然。遅くとも設備の更改などのときに必ずこうした問題が取り払われるよう、研究会などの場で注視し、適切な指導を望む。そもそも参入できる事業者の数に制限のあるような方式の導入が妥当なのか？というところから、議論をお願いしたい。</p> <p>● 報告書案に賛同。今後NTT東西が新たに構築するボトルネック設備に接続される大規模ネットワークにおいては (1) 当協会 (JAIPA) 等の接続事業者団体と協議し、その技術要件について事前合意を必要とすること、(2) NTT東西殿と接続事業者団体の合意に基づく要件の着実な履行を総務省殿が確認すること、などの指定設備のプロセスについても改善が必要。</p>		
<p>○【ア 直接接続事業者の上限】</p> <p><i>接続可能事業者数に関する制約を拡大するためには収容ルータの更改が必要となり、改善することは困難な状況に変わりはない。</i></p> <p><i>16者まで十分な参入余地があるため、現時点では直接接続が阻害されるような状況には至っていない。</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続可能事業者数に関する制約は当社収容ルータの性能上限に起因する制約であり、これを拡大するためには収容ルータの更改が必要となり、収容ルータの更改には多大な費用が必要となることから、改善することは困難な状況には変わりはありません。 ・ しかしながら、現在、I P o E接続を行っている6事業者と、今年度に接続開始予定の2事業者以外には、現時点 (2018年8月末時点) で新たな事前調査申込をいただいております、上限である16者まで十分な参入余地があるため、現時点では直接接続が阻害されるような状況には至っていないものと考えます。 ・ なお、装置の保守限界等に伴い、収容ルータの更改等を行う場合には、今後の制限緩和が求められている状況にあることに鑑み、その制限を緩和 	<p>○ 一般に、今後の接続の支障となり得る要因はできる限り除去していくことが適当であると考えられ、現に直接接続事業者数が16に達していないことをもって、取組が不要であることにはならないと考えます。</p> <p>○ 「既存のV N E接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。」との記載の削除を求める意見については、同記載が各方面の関係事業者との事前の協議や合意の達成を否定する表現ではなく、さらに併せて「制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴くことが適当」とも記載しているため、事前協議がされるべきでないかのような誤解を招く懸念はないと考えます。</p> <p>○ なお、今後新たに構築される第一種指定電</p>	<p>無</p>

する際には、事前に情報開示する考えです。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

- 直接接続事業者の上限について、その技術的制約が解決されて緩和可能となった際において、その緩和により、接続料の考え方や接続事業者が接続料として負担するコストの内容が変更される場合には、その変更によるコストが最終的に利用者に転嫁され、利用者の負担が増加する懸念があるため、既存のVNE接続事業者と事前に協議し、検証することを要望します。また報告書に「既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。」と記載しておくこと、この事前の協議や検証が不要であるように読者に誤解を与えかねたいため、該当部分を削除すべきです。従って、次のように修正することを要望します：

(修正案)

NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴くことが適当である。

【NGN I P o E協議会】

- 報告書案に賛同します。
当協会は接続者数制限について従前よりその検証可能性の担保の必要性を主張すると共に、NTT東西殿やその数を主張するNGN I P o E協議会殿に対して根

気通信設備のネットワークの技術的条件については、「網機能提供計画」制度、指定設備約款の認可プロセス等により円滑な接続確保の観点からの適正性が担保されることが期待されますが、接続事業者・関係団体との間で事前協議が行われることも望ましいことと考えます。

拠となる情報を開示すべきと指摘しておりますが未だに開示されておられません。現状では公開された客観的な技術資料に基づいた判断がされておらず、この状況で接続者数を制限することは将来の接続の円滑化の阻害要因となるだけでなく、情報の非対称性による接続拒否理由となり得ることから適切ではありません。また、現状VNE事業者にも新規参入に対するインセンティブがないことはこれまでの議論で明らかであることから、今回の措置は妥当です。

また、IPoE接続者数の制限によって、現在公正競争上大きな課題となっていることを認識した上で、今後同様の問題が再発することがないよう、今後NTT東西が新たに構築するボトルネック設備に接続される大規模ネットワークにおいては（1）当協会等の接続事業者団体と協議し、その技術要件について事前合意を必要とすること、（2）NTT東西殿と接続事業者団体の合意に基づく要件の着実な履行を総務省殿が確認すること、などの指定設備のプロセスについても改善が必要です。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

○ 報告書案に賛同します。

総務省の研究会においては、透明性や公平性、公正性が確保された議論が行われる必要が常にありますが、NTT東西殿が研究会に提出される資料ではこれらを行うに必要な情報提供がされていない実態があり研究会での質疑を通じて口頭で初めて補足説明がなされるといった事もあります。

他会合*1において技術者向けに大変わかりやすく作成された資料を用いて議論されておりました。今後、総務省の研究会においてもこのように優れた資料を用いてNTT東西殿技術部門から積極的にご説明頂き、透明性や公平性、公正性が確保された議論が行われるよう強く要望致します。

またこれまでの議論をみると既存のVNE事業者も接続拡大のインセンティブが働かないことから、議論にあたっては十分に留意いただくようお願いいたします。

*1 「NGN IPoE方式のインターネット接続とか」東日本電信電話株式会社資料, JANOG42, 2018年7月他

<https://www.janog.gr.jp/meeting/janog42/program/ipoe>

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

○ 報告書案に賛同します。

VNE事業者のサービスの再販が前提となるしくみの場合、本来は各VNE事業者が積極的に顧客であるISP事業者を獲得し、価格やサービスの競争を繰り広げることが想定されていたと思われます。しかし実際には、報告書案にある通り、VNE事業者によって再販への温度差があり、結果として競争も進展しているとはいえません。

多くの事業者が低いハードルで参入することで自然に競争が進むことは、PPPoE方式を見れば明らかです。

そもそも参入できる事業者の数に制限のあるような方式の導入が妥当なのか？というところから、議論をお願いしたいと考えます。

【EditNet株式会社】

○ 報告書案に賛同します。

特に、「制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。」の点は重要なポイントです。既存事業者と新規参入事業者の間では本質的に利害が対立しますので、合意を前提としないことは当

<p>然です。</p> <p>なお、接続事業者数の制限は、単県での接続（事業者が希望する県だけでの利用）ができない理由に使われることがあります。つまり、1県だけの事業者でも16社の枠の1つを使ってしまうため、他県での参入可能事業者数が減ってしまうのだそうです。</p> <p>この点からも、単県での接続の実現と接続事業者数の制限の撤廃に向け、取り組む必要があると考えます。</p> <p>NGNサービスの開始当初から、参入事業者がPPPoEのように増えることはなく、結果、IPoEでの競争が進展しているとは言えません。</p> <p>総務省には、現在のNGNの競争促進策を考えていただくことはもちろん、遅くとも設備の更改などのときに必ずこうした問題が取り扱われるよう、研究会などの場で注視し、適切な指導などを行っていただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		
<p>意見5 IPoEの接続用ポートの小容量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関門系ルータ（ゲートウェイルータ）の接続用ポートの一部を使うことで、技術的には実現可能な見込み。現時点において小容量化した料金メニューの利用要望をいただいていないが、今後、要望をいただければ、その実現に向けて協議を行っていく考え。 ● 報告書案に賛同。音声サービスのIP-IP接続においては100Mbpsや1Gbpsのような低品目のポート接続のメニュー設定が必要。NTT東日本・西日本は、ニーズを調査した上で小容量化を実現する場合の金額・条件等について、接続事業者・関係団体等と協議を行い検討していくことが必要。 ● 報告書案に賛同。本研究会におかれてはNTT東西殿とのNDA対象となる情報の範囲やその扱いについても透明性や公平性を確保出来るよう議論していた 	<p>考え方5</p>	

<p>だきたい。</p> <p>● 他社からは1Gbpsでも10Gbpsでも100Gbpsでも、逆に100Mbpsでも、トラフィックにあわせたポートをすぐに用意してもらえ、各種の容量のポートを用意することが困難とは思えないが、特殊な事情があるならばNTT東西にもっと具体的な根拠を研究会などの場で示してもらいたい。</p>		
<p>○【イ 接続用ポートの小容量化】</p> <p>関門系ルータ（ゲートウェイルータ）の接続用ポートの一部を使うことで、技術的には実現可能な見込み。</p> <p>現時点において小容量化した料金メニューの利用要望をいただいていないが、今後、要望をいただければ、その実現に向けて協議を行っていく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPoE接続のための関門系ルータ（ゲートウェイルータ）の接続用ポートの小容量化については、「既存ゲートウェイルータのポートを変更（100G用のスロットを1G用に用途変更）する案」や「既存ゲートウェイルータに小容量専用装置を接続（100Gポートに小容量専用の装置を接続）する案」であれば、ポートの一部を使うことで、技術的には実現可能な見込みであり、それについては、本研究会（第8回）でも述べさせていただきました。 ・ また、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書案への意見募集において、接続事業者からゲートウェイルータの接続用ポートに係る小容量化した料金メニューの要望があったことを踏まえ、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿に対応を相談したところ、小容量化した料金メニューの説明の前段で、まずはIPoE接続に係る理解を深めるために会員企業への説明会を開催してほしいとのご要望をいただいたことから、2017年10月に会員企業への説明会を開催しました。その後、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿より、守秘義務契約 	<p>○ 金額・条件等の具体化に向けた接続事業者・関係団体との間の協議について支障が生じるのであれば、総務省において、よくフォローをしていく必要があると考えます。</p> <p>○ なお、NDA（秘密保持協定）に関しては、事柄の性質上オープンな場における双方からの明確な主張が困難な可能性もあることから、まず総務省において状況を検証した上で、その結果等を踏まえつつ、本研究会における取扱いの在り方について整理していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

を締結していない事業者に対しても、同様に説明をしてほしいとのご要望をいただいたことから、2018年3月にも説明会を開催しました。

- ・ その後、現時点において小容量化した料金メニューの利用要望をいただいておりますが、今後、要望をいただければ、その実現に向けて協議を行っていく考えです。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

- 今後の音声サービスのIP-IP接続において、既存ゲートウェイルータ（10Gbps）のポート接続は、当社や中小規模の接続事業者にとって過剰設備になる可能性が高いことから、100Mbpsや1Gbpsのような低品目のポート接続のメニュー設定が必要と考えます。メニューに関する具体的な金額や条件が決まっていないため、ニーズを調査した上で小容量化を実現する場合の金額・条件等について、NTT 東日本・西日本におかれましては、接続事業者・関係団体等と協議を行い検討していく必要があると思います。そのため、報告書の考え方に賛同いたします。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

- 報告書案に賛同します。

なお、当協会ではNTT東西殿と協議を行うにあたって要望されたNDAについて、その内容を不服として変更の協議を行っておりますがNTT東西殿が応じず進展しておりません。具体的には、そのNDAでは、締結後1年間はNDAの解除ができないこととされるとともに、協議の内容のみならず協議の開催自体も守秘事項とされています。また、当研究会の中で当協会が明らかにしたとおり、NTT西日本殿は特定の事業者に対してのみ特定の網終端装置のメニューを提案・提供していました。提案を受け取った接続事業者側はNTT西日本殿からNDA

<p>指定されたことによって当協会内や事業者間での情報提供・交換ができなかったことから、このような重大な事案の発覚が遅れた経緯があります。オープンで公平である制度の議論に対してNTT東西殿とのNDAによって情報の分断や議論の抑制が発生する現状は接続議論の根本を揺るがす重大な問題です。本研究会におかれてはNTT東西殿とのNDA対象となる情報の範囲やその扱いについても透明性や公平性を確保出来るよう議論していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>競争政策はもちろん、インターネットの自律分散という特徴からも、多くの事業者が直接接続を選べることは重要なことです。</p> <p>後述の地域POI(単県サービス)とあわせ、ISP事業者の規模や県の人口など、さまざまな条件に対応できるよう、ISP事業者の参入ハードルを少しでも下げる方法を検討していただくようお願いします。</p> <p>なお、当社は小規模なISP事業者ですが、バックボーン回線を他社から仕入れようとするとき、1Gbpsでも10Gbpsでも100Gbpsでも、逆に100Mbpsでも、トラヒックにあわせたポートをすぐに用意してもらえます。NTT東西のGWRがそこまで特殊な設備であるとも思えず、各種の容量のポートを用意することが困難とは思えませんが、特殊な事情があるならばNTT東西にもっと具体的な根拠を研究会などの場で示してもらいたいと考えます。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>		
<p>意見 6 通信量増大に応じた設備の増強 (PPPoE)</p> <p>■ 当社は昨今のインターネットトラヒックの状況を踏まえ、増設基準セッション数の引き下げ等を実施したところ。今後も、ISP事業者毎のインターネットトラヒックの状況や増設申込状況等の個別状況を確認の上、更なる見直</p>	<p>考え方 6</p>	

<p>しの必要性について検討していく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基準セッション数が20%引き下げられたが、20%という数字の根拠やどの程度の効果が見込まれるかについては明らかにされていないことから、根拠や見込みを示し透明化するとともに、急増するトラフィックに対応すべく毎年の見直しが必要。そもそも現状のセッションベースの増設基準ではトラフィック急増に対応しきれないことは明らかであることから、トラフィックベースへの見直しを検討すべき。 ● ISPが費用を負担しつつISPの判断により自由に網終端装置を増設できるメニュー（D型）が新設されたり、平成30年6月1日に既存メニューの増設基準が緩和されたことは、改善に向けた当面の取り組みとして評価。一方、D型メニューを増設した場合、増設後に本来の増設基準を満たしたとしても費用全額負担となることから、報告書案でも指摘があるとおり、D型メニューから既存メニューへの移行が円滑に行えるような仕組みが必要。 ● 「客観的なデータに基づく検証を行う必要がある」という点について報告書案に賛同。検証に当たり、必要に応じ用語を明確に定義すべき。NTT東日本・西日本に対し客観的データに基づきトラフィックベースへの増設基準を変更するよう要請を公開で行ったがNTT東西から公開可能な回答がない。2者間による協議は十分に効果が得られないことから、網終端装置のトラフィック輻輳に対する検証については、個別協議によるものでなく、総務省の研究会などオープンな場での検証を行うべき。（同旨2者） 		
<p>○【ア トラフィック需要に応じた設備の増強】 当社は昨今のインターネットトラフィックの状況を踏まえ、増設基準セッション数の引き下げ等を実施したところ。 今後も、ISP事業者毎のインターネットトラフィックの状況や増設申込状</p>	<p>○ 本報告書案に示したとおり、PPPoE接続の関門系ルータ（いわゆる網終端装置）の増強の状況に関する今後の継続的フォローアップに当たっては、実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行う必要があ</p>	<p>無</p>

<p>況等の個別状況を確認の上、更なる見直しの必要性について検討していく考え。</p> <p>客観的なデータに基づく検証に際しては、市場マクロの通信量の状況等のみならず、ISP事業者の個別状況を確認し、課題を解決することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、PPP○E方式に関する網終端装置のメニューについて、2017年12月に増設基準を設定せず、「接続事業者の要望により自由に増設が可能となる網終端装置メニュー（以下、D型）」に関する指定設備約款変更の認可申請を行いました。また、従来提供している網終端装置のメニュー（増設基準を設定しているもの）についても、2018年6月より基準セッション数の見直しを行いました。 ・ 増設基準の見直し内容については、2018年6月15日に事業者向け説明会を実施した上で、現在、当社と直接接続している全ISP事業者個別に説明を進めているところであり、ISP事業者からは、一定の評価をいただいていると認識しており、実際にお申込みいただいています。 ・ 今後も、PPP○E方式・IP○E方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者毎のインターネットトラフィックの状況や、増設基準の見直しに伴うISP事業者からの増設申込状況等の個別状況について、継続して当社と接続するISP事業者と協議の上、確認を行い、そのご意見を参考にして、更なる見直しの必要性について検討していく考えです。 ・ 通信量の状況等についての客観的なデータに関して、当社としても可能なものは提供を行っていく考えですが、ISP事業者毎のサービスポリシーによってその評価も異なるため、市場マクロの通信量の分析もさることながら、ISP事業者の個別状況に応じた課題を解決することが重要と認識しております。 	<p>り、まず検証の具体的な方法について、本研究会で検討することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、NTT東日本・西日本と接続事業者・関係団体との間においては、増設基準に関する協議が円滑に進められることが望ましく、本研究会においては、その支援を行う観点からも、NTT東日本・西日本の取組状況等について、フォローアップを進めることとします。 ○ なお、NDAに関しては、考え方5のとおりです。 	
--	---	--

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

- 報告書案で示されている通り、現在、PPPoE方式においては、網終端装置の能力確保が十分進まないことが一因となり、トラヒックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況です。最大の問題点と考えられる網終端装置の増設基準については、トラヒックの状況に応じて柔軟に見直しが行われるべきであり、NTT東西殿は、接続事業者等の意見・要望を参考にしながら取組を進め、接続事業者等が納得する形で説明を行うことが適当です。

本年6月1日に、網終端装置の増設基準の見直しが行われ、基準セッション数が20%引き下げられましたが、20%という数字の根拠やどの程度の効果が見込まれるかについては明らかにされていないことから、根拠や見込みを示し透明化するとともに、急増するトラヒックに対応すべく毎年の見直しが必要と考えます。

なお、本来、如何に円滑なインターネット接続を可能とするか、という見地から対策を検討すべきであり、増設基準は昨今のトラヒック急増を踏まえたものとするのが適当と考えます。そもそも現状のセッションベースの増設基準ではトラヒック急増に対応しきれないことは明らかであることから、トラヒックベースへの見直しを検討すべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

- トラヒック増に応じたPPPoE方式の網終端装置の増設の課題に対し、ISPが費用を負担しつつISPの判断により自由に網終端装置を増設できるメニュー（D型）が新設されたり、平成30年6月1日に既存メニューの増設基準が緩和（基準セッション数の一律20%引き下げ）されたことは、改善に向けた当面の

取り組みとして評価できるものであり、引き続き、市場環境等を踏まえ、適時適切に基準の見直し等を行っていくことが必要です。

一方で、ISP事業者は、既存のメニュー（一部メニューを除く※）では、網終端装置のインターフェース部分のみを費用負担することになっていますが、D型メニューについては、網終端装置の費用全額を負担することになることから、両メニューの間には数倍にも及ぶ費用負担の差があります。

仮に急激なトラフィック増加に対応するためにD型メニューを増設し、増設後に本来の増設基準を満たした場合でも、引き続き、網終端装置の費用全額を負担し続けることになることから、第二次報告書（案）でも指摘があるとおり、D型メニューから既存メニューへの移行が円滑に行えるような仕組みが必要だと考えます。

※「情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成30年3月23日付け） 考え方11」参照

【KDD I 株式会社】

- 当協会は2018年4月11日にNTT東西殿に対し、トラフィックベースへの増設基準を変更するよう要請を行いました。当協会はこれを公開するとともに7月末日までの回答を要望しておりましたがNTT東西からはいまだにその要望に対する公開可能な回答がありません。このように2者間による協議は十分に効果が得られないことから、これらの網終端装置のトラフィック輻輳に対する検証については、個別協議によるものでなく、総務省殿の研究会などオープンな場での検証を行うべきです。なお、NTT東西殿の相互接続部門との実際の協議では「合意」とは程遠く、NTT東西殿が専ら自らの決定事項を説明している状況です。総務省・研究会においても協会要望に対するNTT東西殿の対応状況を確認

していくよう要請します。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

- 「客観的なデータに基づく検証を行う必要がある」という点について報告書案に賛同します。当協会は2018年4月11日にNTT東西殿に対し、多くのISPや通信事業者によって一般的に行われている設備運用方式にならい5分毎のトラフィック計測とその客観的データに基づいて増設を行う旨基準を変更するよう要請を行いました。当協会はこれを公開し7月末日までの回答を要望しておりましたがNTT東西殿からはいまだにその要望に対する公開可能な回答がされておられません。また、NTT東西殿との協議において、NTT東西殿による用語の定義(例えば輻輳の意味)が一般的な事業者の定義と異なっていることが判明しています。研究会での議論の過程でも齟齬が生じることのないよう、必要に応じて用語には明確な定義を行った上で議論されることを要望します。

なお、これらの網終端装置のトラフィック輻輳に対する検証については、個別協議によるものでなく研究会の場等オープンな場での検証が行われるべきです。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

- 報告書案に賛同します。

なお、NTT東西と接続事業者や関係団体等との協議は、交渉力、情報の格差が必然的に存在し、しかもNDAの存在がオープンな議論の妨げになっています。

もはや民衆の協議だけに委ねられる状況でもないと考えますので、研究会などのオープンな場で議論できるよう、お願いしたいと思います。

【EditNet株式会社】

- 当社が所属する日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)でも、網終端装置(NTE)の混雑問題についてNTT東西と交渉していると聞いていますが、本論よりも手前のNDAの問題などで、思うように進んでいないようです。

報告書案9ページにも「インターネットトラフィックが年間1.3~1.5倍の速度で増加する中で」とあるとおり、トラフィックの増加はこれほど激しいのですが、NTT東西が実施した増設基準の緩和(基準セッション数の一律20%引き下げ・1人当たりの帯域の25%増強)はあくまでも一時的なものにすぎず、NTEの納期が増設申込みから概ね6か月程度であることを考えると、今回同様の基準引き下げを年に2回程度実施していただかないことには、借金の金利さえ払いきれずに元本が膨れ上がるような状況さえ懸念されます。

JAIPAは従来から、トラフィックベースの増設基準(ポートの容量の一定割合が使われている場合は輻輳が近いとして増設を認めること)を求めており、当社もそれに賛同しておりますが、NTT東西はNGNの料金回収単位がユーザであること(1ユーザ当たりの料金が定額であること)を理由に、今もセッション単位の増設基準にこだわっています。

しかし、料金回収単位がユーザであることはNTT東西もISP事業者も同じです。NTEを増設すればそれに見合うバックボーンを増強する必要がありますが、料金収入が増えるわけでもなくトラフィックが増え続ける中、さまざまな企業努力を重ねながら利用者が困らないよう、バックボーンの増強を行っているのが現状です。NTT東西も同様に、利用者が困ることのないよう、増設基準を設けるならばトラフィックベースにする必要があると考えます。

<p>また、当社や他事業者もたびたび指摘しているように、PPPoE方式における10GbpsのNTEの導入も、NTEの迅速な増強や混雑緩和のために有効な手段と考えます。また、PPPoE方式が1Gbps、IPoE方式が最大100Gbpsと条件が大きく違うことは、方式の間での競争条件に大きな差が生じることも重要な問題ですので、あわせて早急に議論して下さるようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p> <p>○ 実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行い、総務省が継続的にフォローアップすることについて、報告書案に賛同するとともに、総務省にはぜひ利用者や接続事業者が困ることのないよう、フォローアップを行ってくださるようお願いします。</p> <p>なお、接続事業者は交渉力や情報量の圧倒的な格差、さらには制度上は相対で条件が決まる卸サービスの存在などから、NTT東西への萎縮が生じることも念頭に、紛争処理のしくみを利用したことで一切の不利益が生じないことを、名実ともに徹底する必要があると感じています。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		
<p>意見7 IPoE接続のPOIの増設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 増設することとしたPOIについては、順次拡大をしている状況。更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考え。 ● 報告書案に賛同。地域ブロックに設置されたPOIによるエリア個別での接続は不可能であり、IPoE接続の参入障壁は全く変わっていない。 ● IPoEに直接接続する条件として、全県でのサービス提供ができることが条件とされていることも問題であり、引き続き議論をしていただくよう願います。地域における新規参入可能性の向上は、地域における雇用や技術水準の底上げ、自律分散を旨として発展してきたインターネットの方向性に沿うも 	<p>考え方7</p>	

<p>の。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報告書案に賛同。関門系ルータの機能が網使用料化された場合でも、円滑なポート等の増設が確保されることが必要。 		
<p>○【ウ POIの増設】</p> <p>増設することとしたPOIについては、順次拡大をしている状況。 更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存接続事業者との協議の結果、現在提供している全国POI（NTT東日本エリア全域をカバーするPOI）、東京の単県POI（POI設置都道府県をカバーするPOI）に加え、2018年度以降、7箇所のPOIを順次増設していく予定であり、具体的には、3つのブロックPOI（各ブロックに所属する県をカバーするPOI）と4つの単県POIを開設する予定です。そのうち、千葉POIについては2018年6月に開設済み、その他6箇所のPOIについても順次増設予定です。 ・ 今後、更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考えです。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】</p> <p>○【ウ POIの増設】</p> <p>増設することとしたPOIについては、順次拡大をしている状況。 更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存接続事業者との協議の結果、2018年度中に、現在提供している全国POI（NTT西日本エリア全域をカバーするPOI）に加え、5箇所のPOIを順次増設し、当該POIにおいて、ブロックPOI（各ブロックに 	<p>○ 「NTT東日本・西日本においては、引き続き、さらなる増設やPOIの利用条件の緩和等について、接続事業者・関係団体等からの要望も踏まえつつ、検討が行われるべき」旨の報告書案の記載内容に異論はみられないところ、総務省において、当分の間、この方向性に基づいて、第二次要請を受けたNTT東日本・西日本からの毎年の報告も踏まえ、状況のフォローアップを行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

所属する府県をカバーするPOI)と単県POI(POI設置府県をカバーするPOI)を合わせて利用可能とする予定です。さらに、2019年4月以降、現在提供している全国POIと大阪府、愛知県、福岡県の単県POIを同時に利用可能とする予定です。

- ・ 今後、更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考えです。

【西日本電信電話株式会社】

- POIの増設について、接続事業者等の要望を踏まえ、更なる増設や利用条件緩和等の検討を行うべき、とする報告書案に賛同します。

また、IPoE方式の関門系ルータの機能が網使用料化された場合でも、円滑なポート等の増設が確保されることが必要であり、「引き続き接続事業者の要望に応じたポート等の増設を可能とする前提は維持することが適当」、とする報告書案に賛同します。

【ソフトバンク株式会社】

- 報告書案に賛同します。

NTT東西殿がNGNのIPoE接続において、地域ブロックにPOIが設置される旨の説明を行っていますが、これらのPOIはエリア個別での接続は不可能であり、IPoE接続の参入障壁は全く変わっていません。例えば、特定地域の事業者がその地域のみでサービスを提供したい場合であっても、サービス提供地域以外のPOIも含めた国内の東・西エリアすべてのPOIに接続する必要があり、それに伴って県間ネットワーク利用料の支払いが必要です。(例;沖縄県だけで利用したくても、近畿、中国、四国、九州といった他のエリアも全て接続しなくてはなりません。)

<p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>○ POIを各県に設置できることも重要なのですが、IPoEに直接接続する条件として、全県でのサービス提供ができることが条件とされていることも問題です。これにより参入できる事業者が事実上、大手に限られてしまい、PPPoEのように大小さまざまな事業者が多様なサービスを展開して激しく競争するような市場にはなっていません。この点についても、引き続き議論していただくようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p> <p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>地域における新規参入可能性の向上という観点を取り入れてくださったことは、競争の促進はもちろん、地域における雇用や技術水準の底上げにつながり、自律分散を旨として発展してきたインターネットの方向性にも沿うものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		
<p>意見 8 IPoE接続の関門系ルータの費用負担等</p> <p>■ 関門系ルータの費用負担における利用中止費については、事業者の要望に応じて設置した設備コストを当該事業者適切に負担いただく観点や短期利用による費用負担の不公平を防止する観点から、利用を中止する当該事業者利用中止に係る費用（残価等）を負担いただくことが適当。</p> <p>● 報告書案に賛同。ゲートウェイルータ機能の網使用料化推進による低廉化等が必要。交渉力の差によって接続交渉が整わないケースが多いことを念頭におき、総務省により適切な手当がされることを望む。</p> <p>● （経過措置である）利用中止費の扱いについては、経過措置の期限を決め</p>	<p>考え方 8</p>	

<p>る、新規に導入する設備は経過措置の対象としないなど、本則に戻す方向性を確立することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西殿が、自らの都合によってそのNGNの費用負担区間を変更するようなことがあるのであれば、なおさらNGNの一回線あたりでの網使用料化を設定し、適正な負担区間と料金を算定することが必要。 ■ 網改造料の透明化に向けた取組みについては、月額料金及び接続約款において料金額を実費と規定している工事費・手続費の目安額を当社の接続事業者向けホームページにおいて開示済み。 		
<p>○【エ 関門系ルータの費用負担等】</p> <p>関門系ルータの費用負担における利用中止費については、事業者の要望に応じて設置した設備コストを当該事業者適切に負担いただく観点や短期利用による費用負担の不公平を防止する観点から、利用を中止する当該事業者の利用中止に係る費用（残価等）を負担いただくことが適当。</p> <p>網改造料の透明化に向けた取組みについては、月額料金及び接続約款において料金額を実費と規定している工事費・手続費の目安額を当社の接続事業者向けホームページにおいて開示済み。</p> <p><利用中止費の方策の是非></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I P o E方式の関門系ルータについては、引き続き、接続事業者の個別の要望に応じ、自由にポート等の増設を可能とする考えです。その際には、当社が以前より主張しているとおり、要望事業者が増設に要する費用の全額を負担することが必要と考えており、I P o E方式の関門系ルータの費用は、本来、網改造料として取り扱うことが適当と考えています。 ・ そのため、関門系ルータの費用負担における利用中止費については、事業者の要望に応じて設置した設備コストを当該事業者適切に負担させる観点や短期利用による費用負担の不公平を防止する観点から、利用を中 	<p>○ I P o Eの関門系ルータの接続料については、これを網使用料化すると、ある接続事業者の利用中止の際のその利用していた分に相当する費用（利用中止費）が他の接続事業者の負担となる可能性が生じ、これが当該機能の利用が始まったときの前提からの変更となるため、これに配慮して当面の間は現状どおり利用中止費を当該利用中止事業者の負担とする方策の是非について検討の余地があるとしたところです。しかしながら、本件接続料は、その性質に照らせば、各方面の関係事業者の意見も聴きつつ、利用見合いで負担されるように移行していくことが適当と考えられるものであり、まずは平成31年度の接続料の認可申請における取扱いについて、N T T東日本・西日本において検討を行うことが必要と考えます。</p>	<p>無</p>

止する当該事業者を利用中止に係る費用（残価等）を負担いただくことが
適当と考えます。

＜網改造料の透明化に向けた取り組み＞

- ・ 網改造料の透明化に向けた取り組みについては、新規参入を検討する事業者の予見性を高められるよう、網改造料の月額料金（直近の実績に基づき利用事業者数等で按分した後の概算額）及び接続約款において料金額を実費と規定している工事費・手数料のうち、他の接続事業者によって既にご利用いただいているものについて、その目安額を、当社の接続事業者向けホームページ（守秘義務契約を締結した電気通信事業者が閲覧可能）において開示しています。ホームページへの開示以降、現に新規参入を検討している事業者から問い合わせをいただいております。詳細な接続条件を説明する等、丁寧に対応を行っています。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

○ 報告書案に賛同します。

POIの小容量化にあたっては、独立した地域POI実現およびゲートウェイルータ機能の網使用料化推進による低廉化等が必要です。総務省においてはNTT東西殿と接続事業者交渉力の差によって接続交渉が整わないケースが多いことを念頭におき、適切な手当を行っていただくことを望みます。

また、NTT東西殿が、自らの都合によってそのNGNの費用負担区間を変更するようなことがあるのであれば、なおさらNGNの一回線あたりでの網使用料化を設定し、適正な負担区間と料金を算定することが必要です。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

○ 網改造料の透明化については、進捗があったものと評価します。

<p>○ 利用中止費の扱いについては、網改造料を網使用料に変更した趣旨から、あくまでも経過措置であることを十分考慮する必要があります。具体的には、経過措置の期限を決める、新規に導入する設備は経過措置の対象としないなど、本則に戻す方向性を確立することが必要です。</p> <p>また、日本インターネットプロバイダー協会の指摘に賛同します。費用負担の透明性からは、接続料はできる限り網使用料とすべきです。また、D型NTEのときに大きな問題になりましたが、NTT東西が事実上一方的にNGNの費用負担区間を変更しようとするようなことは、非常に大きな問題です。料金設定権の区間と費用負担の区間は同じであるべきで、この点の整理も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p> <p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>なお、利用中止費用の経過措置については、使用料化の趣旨に鑑み、早期に解消して本則に戻すことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		
<p>意見9 ● 「関門系ルータにおける実績トラヒックのトレンド」の図が分かりにくいため補足の追記を希望。実トラヒックの総量の数値の開示についても検討されたい。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>「図2-3 関門系ルータにおける実績トラヒックのトレンド」において、単位がkbpsと書かれている一方でスケールがなく、全体量なのか1ユーザ当たりなのか、PPPoEとIPoEで同じスケールなのかそうでないのかといったことが、資料の上ではわかりにくいため、補足を加えてくださるよう希望します。なお、実トラヒックの総量については、公開しても大きな問題があると思われるばかりか、今後様々な分野での参考資料として有益であることから、具体的な数値を示されることも検討されるよう要望します。</p>	<p>○ 図2-3については、全体量を示している旨が明確となるよう修正します。PPPoEとIPoEは同じスケールで比較しています。</p> <p>○ 実トラヒック総量の値の公開是非については、今後の実通信量等の検証に際しての参考として承ります。なお、現段階での取扱いについては、事務局における確認の結果、実トラヒ</p>	<p>有</p>

<p style="text-align: center;">【EditNet株式会社】</p>	<p>ック総量を公にすることによりNTT東日本・西日本の事業に係る非公知の詳細情報であって公益上必ずしも公にする必要のないものが明らかになる等の可能性があることと認められたことから、掲載しないこととします。</p>	
<p>意見10 輻輳に関する利用者への説明等の適切性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社はこれまでも、お客様対応部門に対し、対応フローやスクリプトの周知・説明を行ってきた。今後も、課題等があれば、引き続き、改善に向けて取り組んでいく考え。 ● NTT東西殿におかれても網終端装置に関する消費者のクレームをISPのみの責にせず「自社の設備が輻輳している」旨を正しく且つ明確に消費者に伝えるよう、総務省殿においても継続的に確認していただきたい。 	<p>考え方10</p>	
<p>○【イ 利用者への説明等の適切性確保】</p> <p>当社はこれまでも、お客様対応部門に対し、対応フローやスクリプトの周知・説明を行ってきた。</p> <p>今後も、課題等があれば、引き続き、改善に向けて取り組んでいく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社はこれまでも、お客様対応部門に対し、お客様からのインターネットが繋がりにくい等の申告発生時の対応フローやスクリプトの周知・説明を行ってまいりました。今後も課題等があれば、改善に向け取り組んでいく考えです。 ・ なお、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿からお客様に対する不適切な対応事例があるのではないかとのご意見があったことから、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿と協議を行い、当社の故障受付部門にて、お客様に対し不適切な対応があった場合は、その事例を当社のISP事業者専用窓口に共有いただく取組みを期 	<p>○ NTT東日本・西日本及び接続事業者の双方において利用者等からの問合せについて各々の説明で互いに齟齬を来さないという本報告書案の示す方向性が引き続き維持されるよう、総務省において、個別事案が生じた場合における確認等が行われることが適当と考えます。</p>	

<p>間限定で集中的に実施しましたが、期間中(2018年1月22日～2月28日)、ISP事業者から不適切な事象の共有はありませんでした。また、その後も不適切な事象の共有はいただいておりますが、課題等があれば、改善に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> <p>○ 当協会では先述したとおりNTT東西殿に対して、設備の増強を正しく行うよう要請すると共に、当協会ウェブサイトにおいて「インターネットの速度低下における主な課題と当協会の取り組みについて」*2といった資料を用意するなどして消費者に対して問題の説明を行っております。NTT東西殿におかれても網終端装置に関する消費者のクレームをISPのみの責にせず「自社の設備が輻輳している」旨を正しく且つ明確に消費者に伝えるよう、総務省殿においても継続的に確認していただきたいと考えます。当協会においてもNTT東西殿の対応を継続的に確認していく所存です。</p> <p>*2 https://www.jaipa.or.jp/information/docs/180411_2.pdf</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
--	--	--

第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法

意見	考え方	修正の有無
<p>意見11 加入光ファイバの耐用年数</p> <p>■ 耐用年数の見直しは接続料の低廉化を目的として実施するものではない。耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく。</p> <p>● 報告書案に賛同。見直しに向けた検証の結果を2019年度の会計から反映出</p>	<p>考え方11</p>	

<p>来る様、早々に結論を出すべきであり、第11回及び第12回の研究会でNTT東西殿が提示した見直しスケジュールをより具体化及び細分化するとともに遅滞なく検討を進める必要がある。</p> <p>● 第二次報告書(案)で示された検討スケジュールから遅れることなく検討を進めることが必要であり、平成31年度(2019年度)の接続料算定に反映できるように、遅くとも平成30年内又は平成31年早期には確実に結論を出していくことが必要。</p> <p>☆ 光ファイバの耐用年数の検証方法を議論するにあたっては、接続料の低廉化を目的とするのではなく、財務会計の適正化の観点から行なわれるべきであり、需要の飽和傾向等に配慮しつつ、慎重に議論を進めていくことが必要。</p>		
<p>○ 耐用年数の見直しは接続料の低廉化を目的として実施するものではない。耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究会(第4回、第10回)において、当社より表明しておりますが、耐用年数の見直しは財務会計の適正化の観点から行うものであり、接続料の低廉化を目的として実施するものではないことを留意いただきたいと考えます。 ・ また、耐用年数の検証を行う際の検討手順は、本研究会(第12回)において提示しておりますが、一般的に固定資産データを用いた推計は、用いる関数によって結果に幅が生じるものであり、使用実態を表す一例に過ぎないことから、その結果だけをもって現行の経済的耐用年数の見直しを判断することはできないため、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めて総合的に検討し、その結果、耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく考えです。 	<p>○ 本報告書案の示す方向性に異論はないものと考えます。今後、本研究会において、遅滞なく、NTT東日本・西日本における光ファイバの耐用年数に関する取組状況を聴取するなどして、フォローアップを進めていくこととします。</p>	<p>無</p>

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

- 加入光ファイバの耐用年数の見直しに向けたNTT東西殿の取組について、本研究会で十全かつ早期の実施を促し、そのためのフォローアップを行っていく、とする報告書案に賛同します。

多様なサービス競争を促進していくためにはコア網とアクセス網は同じスケジュール感で議論すべきところ、研究会では加入光ファイバの耐用年数等のアクセス網に係る議論はコア網であるNGN関連の議論に比べて遅れている状況です。

本報告書案にも「見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、平成30年 内又は平成31年早期には結論を出していくことが適当と考えられるものであり、またそうしなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているかについて疑念が生じることになりかねない」と記載されており、本件についての議論や実態データの抽出を加速させ、得られた結果について2019年度の会計から反映出来る様、早々に結論を出すべきであると考えます。このため、第11回及び第12回の研究会でNTT東西殿が提示した見直しスケジュールをより具体化及び細分化するとともに遅滞なく検討を進める必要があると考えます。

【ソフトバンク株式会社】

- 固定通信市場の発展のためには、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」間での公正な競争環境が確保されることが重要です。このため、光ファイバの耐用年数の検証方法を議論するにあたっては、接続料の低廉化を目的とするのではなく、財務会計の適正化の観点から行なわれるべきと考えます。

この点、一般的に情報通信分野の変化は早く、将来に関する不確実性の高い分野とも考えられることから、特に以下の点に配慮し、慎重に議論を進めてい

<p>くことが必要と考えます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTHサービスの需要に飽和傾向がみられること ・超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線技術の進展等により、FTTHサービスが陳腐化するリスクの有無の判断が困難であること <p style="text-align: center;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p> <p>○ 加入光ファイバの耐用年数については、平成20年度（2008）に、それまで採用していた法定耐用年数（10年）から使用実態を踏まえた経済的耐用年数（架空15年、地下21年）に変更されて以降、見直しが行われないまま既に10年が経過しており、早期に見直しが必要な状況に変わりはありません。</p> <p>そのため、第二次報告書（案）で示された検討スケジュールから遅れることなく検討を進めることが必要であり、平成31年度の接続料算定に反映できるように、遅くとも平成30年内又は平成31年早期には確実に結論を出していくことが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見12 レートベースの厳正な把握</p> <p>■ 未利用芯線は当社や接続事業者が、効率的な事業運営や円滑なサービス提供を行っていくためにあらかじめ用意しているものであり、必要不可欠な設備であることから、その一部をレートベースから除外することは、採り得ない。</p> <p>☆ 未利用芯線の一部をレートベースから除外する提案は採用すべきでない。投資リスクを全て設備構築事業者が負うことになった場合、設備構築事業者における投資インセンティブが減退するとともに、設備構築事業者と設備利用事業者との間の競争に歪みが生じる。（同旨4者）</p>	<p>考え方12</p>	

<p>☆ 本報告書案の考えは、加入光ファイバに限らず、他の第一種指定電気通信設備や、更には第二種指定電気通信設備でも適用されるべきものであり、総務省殿においては他の接続料においても同様の検討を行うことを要望。</p> <p>● 報告書案に賛同。NTT東西殿よりスケジュール及び調査結果等を早急に提示頂いた上で議論を加速すべき。また、NTT東日本・西日本の主張に次のとおり反論する。</p> <p>①設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうおそれがあるというNTT東日本・西日本の主張について、無条件に全ての資産を報酬に含めることは過剰な設備投資を促すインセンティブにもなり得ることから、こうした設備をレートベースから除くことを提案したものであり、設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうものではない。</p> <p>②送電設備とFTTH設備では、置かれている環境が異なるという主張について、先行投資した資産をいつから・どの程度レートベースに含めるのか等の議論については、特に競争市場か否かといった環境に関係するものではない。</p> <p>③当社の光ファイバの設備投資は効率的かつ合理的という主張については、今後NTT東西殿が提示するサンプルデータ等から判断されるべき。</p>		
<p>○ 未利用芯線は当社や接続事業者が、効率的な事業運営や円滑なサービス提供を行っていくためにあらかじめ用意しているものであり、必要不可欠な設備であることから、その一部をレートベースから除外することは、採り得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料原価に含まれる報酬額は、設備を構築する上で必要な資金を調達するための資本コストであり、設備を維持・運営するために必要不可欠なものです。 ・ したがって、利用／未利用といった現時点の実態だけに着目し、その一部をレートベースから除外することは、設備構築事業者の投資・事業展開の 	<p>○ 各意見を考慮しつつ、今後、主に、未利用芯線を含む光ファイバ設備に係る事業用資産の保有が事業につき真に必要なものとなっているかという観点から、加入光ファイバの稼働率の現状等についてより詳細な調査を行い、検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本以外の設備構築事業者（本考え方において単に設備構築事業者といいます。）からの懸念を示すご意見</p>	<p>無</p>

インセンティブを損なうおそれがあることから、採り得ないものと考えます。

- ・ 当社は光ファイバ設備の構築にあたり、短期的な需要だけでなく、将来の需要拡大も見込んだ上で、全体として低廉なコストとなるよう効率的・合理的に設備投資を実施しており、未利用芯線は故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に切り替えて即応する必要があること、新たな芯線の需要の発生都度、繰り返し新たにケーブルを敷設することは不経済であること等の理由から、当社や接続事業者が、効率的な事業運営や円滑なサービス提供を行っていくためにあらかじめ用意しているものであり、必要不可欠な設備です。
- ・ なお、加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社利用部門が負担しており、当社としても効率化の効果は業績に直接反映されることから、投資抑制も含めたコスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

- NTT東日本殿・NTT西日本殿の未利用芯線の一部をレートベースから除外する提案は採り得ないとする見解に賛同いたします。

光ファイバの経済耐用年数は10年以上と長く、長期間に亘り利用できるものであるが、情報通信分野の変化は早く、光ファイバの将来需要予測は非常に難しいものです。

IoTや5Gなどの潜在需要が見込まれる一方、WDMやPONなどの技術革新により需要縮小となることも想定されます。

このような状況下で、光ファイバの設備構築事業者は未利用芯線となる投資リスクを抱えながら、設備投資を行い事業を展開しています。

については、主に、NTT東日本・西日本の光ファイバ接続料の低廉化が、F T T H小売市場における設備構築事業者の競争力の相対的低下を生じさせるなどして、設備構築事業者と設備利用事業者との間の競争の状況に影響を与えるであろう旨を指摘されているものとして承りたいと考えます。

- 加入光ファイバ以外の接続料（第二種指定電気通信設備に係るものを含む。）についても本件のようなレートベースに係る議論を行うべきというご意見については、総務省において、今後の接続政策の検討の際の参考とすることが適当と考えます。

投資リスクを全て設備構築事業者が負うことになった場合、設備構築事業者における投資インセンティブが減退するとともに、設備構築事業者と設備利用事業者との間の競争に歪みが生じます。

そのため、投資リスクは設備利用事業者も応分に負担すべきと考えます。

【株式会社Q T n e t】

- 今回のソフトバンク殿から提案されている接続料の算定に関する内容については、需要ベースで設備利用しそれに見合った部分だけの接続料算定を求めているものと考えられます。

この提案は、光ファイバの設備投資リスクを自ら負って、敷設・運用・管理等を行いながら、競合他社と競争しつつ FTTH 事業を展開して地域の ICT 活用促進に取り組んでいる電力系通信事業者にとっては、投資インセンティブを大きく損なうといった影響があります。

このため、ソフトバンク殿から提案された「加入光ファイバについても、算定期間における需要が敷設ケーブルより低容量の設備でも十分賄える場合、現設備と下位設備に係る金額の差額相当をレートベースから減額すべきである（一方で営業費用（設備コスト）は全額算入）。」との提案は、採用すべきでないと考えます。

【株式会社エネルギア・コミュニケーションズ】

- 設備構築事業者は、

- ・お客様要望への迅速な対応
- ・障害等不測の事態にも迅速な対応

ができるよう、短期的な需要だけでなく、将来需要も想定した上で、適切な規模で設備構築を行っています。

設備構築事業者は、その投資に係るすべてのコスト（設備コスト以外に資金調達コストなど付随して発生するコストを含む）を回収してゆく必要がありますが、今回ソフトバンク殿から提案された内容は、

- ・設備コストは、使用の状況に関わらず全額対象とするものの
- ・報酬（資金調達コスト等）は、算定期間内の需要実態に応じて減額するものであり、整合性に欠け、合理的な考え方とは言えません。

仮に、この提案を採用しますと、設備構築事業者は、投資コストの一部が回収できなくなり、投資インセンティブを大きく損なうものとなります。これは、投資リスクを一方向的に設備構築事業者に押し付けるものでしかなく、結果として、「設備を自ら構築するよりも借りたほうが得」となり、設備構築事業者と設備利用事業者との競争関係を大きく歪めるものとなります。

したがって、ソフトバンク殿から提案された「加入光ファイバについても、算定期間における需要が敷設ケーブルより低容量の設備でも十分賄える場合、現設備と下位設備に係る金額の差額相当をレートベースから減額すべきである（一方で、営業費用（設備コスト）は全額算入）」との意見は、採用すべきでないと考えます。

【株式会社STNet】

- 未利用芯線の一部をレートベースから除外する提案は、3つの見解から採り得ないというNTT東西殿の意見に賛同します。

なお、弊社の光ファイバケーブルの未利用芯線は、新規ユーザへのサービス

提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、設備設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。

また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す設備設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築することになります。

- 「事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」という考えは、加入光ファイバに限らず他の第一種指定電気通信設備や、更には第二種指定電気通信設備でも適用されるべきものであり、総務省殿においては他の接続料においても同様の検討を行なっていただくことを要望いたします。

【株式会社 ケイ・オプティコム】

- 事業用資産の保有は、真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切、とする報告書案に賛同します。

事業用資産の取扱い(未利用芯線等)に関して、第11回研究会(2018年1月23日開催)においてNTT東西殿は、ケーブル種別毎の利用実態について「…特定の収容ビルにおけるサンプル調査の実施等については今後検討する考えです。」(NTT東西殿資料11-7「光ファイバケーブルに関する取扱いについて」P2)と説明していますが、その後、約半年が経過しているにも関わらず、現時点で

進展が見られません。本件については、NTT東西殿よりスケジュール及び調査結果等を早急に提示頂いた上で議論を加速すべきと考えます。

加えて、第10回研究会(2017年12月22日開催)における弊社資料の通り、電力業界では実態に照らし合わせ不適切又は先行投資設備を算定から除外する仕組みが用いられており、通信業界においても適正な原価把握のため、同様の仕組みについて引き続き検討し整備していくべきと考えます。

また、(2)主な意見において、NTT東西殿より、以下3点を理由として未利用芯線の一部を除外することは採り得ないとする見解が示されていますが、弊社としては次の通り考えます。

①設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうおそれがある

第4回研究会で弊社が主張したとおり、無条件に全ての資産を報酬に含めることは過剰な設備投資を促すインセンティブにもなり得る(アバーチ・ジョンソン効果)ことから、第10回研究会ではこうした設備をレートベースから除くことを提案したものであり、設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうものではないと考えます。

②送電設備とFTTH設備では、置かれている環境が異なる

第10回研究会における弊社の主張は、レートベースの算定に用いる正味固定資産価額は事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切、とする観点から、算定期間中に利用しないと考えられる資産をレートベースに含めることには合理性がない、とするものです。先行投資した資産をいつから・どの程度レートベースに含めるのか等の議論については、特に競争市場か否かといった環境に関係するものではありません。

なお参考までに、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート(案)」によると、FTTH市場における設備シェアでは、2017年度末

<p>におけるNTT東西殿のシェアは77.1%と依然として高い水準となっていることや、固定系超高速ブロードバンド市場の設備整備事業者数については、53.5%の市町村が「1者」という状況になっていると指摘されていることから、十分に競争市場が確立されているとまでは言えないと考えます。</p> <p>③当社の光ファイバの設備投資は効率的かつ合理的</p> <p>NTT東西殿の光ファイバ設備投資が効率的かつ合理的かどうかについては、今後NTT東西殿が提示するサンプルデータ等から判断されるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見13 ユーザー単位接続料の実現</p> <p>● NGN・加入光ファイバについて、加入者ベースの卸料金が既に提供されている。あらためてユーザ単位の接続の実現に向け議論を開始すべき。接続制度が卸に劣後することがないよう、総務省・研究会において今後十分に議論いただきたい。(同旨2者)</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ 当協会ではNGNに関する議論の当初からNGNの接続料化（ユーザ単位接続料の設定、ISPによる料金設定）を主張してきました。NGNの網使用料化を実現することで、ISPはISP区間とNGN区間を一体的に料金設定できるなど、自由な価格やサービス品質で競争可能となり、より多様なサービスの創出が期待できます。当初、NTT 東西殿は「特定のISP事業者向けに接続先を限定することができない」ことを理由に困難と主張してきましたが、接続先を限定せずISP 事業者に卸提供が行われている現在では、この主張はあてはまりません。</p> <p>さらに、NTT東西殿はこれまで、ユーザ単位接続料の設定について光アクセス区間の分岐単位接続料の設定が困難であることやモラルハザード的利用の</p>	<p>○ 意見にあるような接続ニーズについて、NTT 東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体から要望があれば十分な協議を行うことが必要であり、また総務省において、そのフォローアップを行っていくことが適当と考えます。</p> <p>○ また、他事業者がNGN及び加入光ファイバを1回線単位で利用する際の手段が接続ではなく卸電気通信役務の利用となっているという状況に関するご意見については、利用者</p>	<p>無</p>

懸念等の理由により反対してきました。しかし現状では、光コラボレーションモデルと称する卸サービスが提供され、大部分のNGN加入者について加入者ベースの卸料金となっており、これらの主張が既に解決していると考えられます。そのため、あらためてユーザ単位の接続の実現に向け議論を開始すべきであると考えます。欧州におけるVULAのようなインプット同等性による料金設定（マージン規制）のみならず、VULAやBitstreamのモデルを用いてユーザ単位のコスト配賦による接続料算定を行うなど、日本の実情も合わせて幅広く議論されるべきであると考えます。これによる接続料化は、上述のとおり多様なサービスを目指すとしたNTT東西殿の主張とも一致します。逆に、このまま卸サービスのみでユーザ単位数が可能な場合、接続制度の形骸化がおき、ひいては公正競争環境が後退する懸念があります。特に、接続制度が卸に劣後することがないよう、総務省・研究会において今後十分に議論いただきたいと考えます。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

- わが国でもNGNアクセスについて、光コラボレーションモデルという形で卸サービスが行われていますが、コストベースの算定が行われているか、競争市場をゆがめるおそれがないかなどが、接続のようには判断できません。また、卸サービスへの依存度が高まることで、NTT東西と接続事業者の力関係に悪い影響を与えていることについても、先述のとおりです。

当社や所属団体のJAIPAも繰り返し、NGNの接続料化を主張していますが、市場支配力を有するNGNサービスについては、透明で公正な手続きで接続料が定められ、どの事業者もそれを利用してサービスができるよう、接続による提供が行われるべきと考えます。この点についても、総務省や研究会において、ぜひ議論くださるようお願いいたします。

利益や公正競争の確保の観点から、総務省において注視していく必要があるとともに、要望があれば、意見提出者であるオブザーバーによる本研究会での発表の機会を改めて設けることとします。なお、NGNについて利用量（通信量）に応じて変化しない1回線単位での定額の接続料を設定しようとする場合には、異なる事業者が同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性（本研究会（第一次）報告書P. 27）等の観点からNGN接続料のコストドライバを回線数ではなく通信量としていることとの関係という課題は生じるものと考えられます。

第4章 「網機能提供計画」制度の見直し

意見	考え方	修正の有無
<p>意見14 「網機能提供計画」制度の対象等</p> <p>■ 当社の「網機能提供計画」制度の見直しに関する意見は、本研究会（第13回）において当社よりお示しした内容のとおりであり、構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたい。具体的には、①接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると見込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能、②既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能、③事業者間で事前に刷り合わせを行うものは、対象外とされたい。</p> <p>● 報告書案に賛同。SIPサーバやルータを網機能提供計画の制度の対象に追加することは必須。NTT東西殿から今後のネットワークの在り方が示され、広範な議論が早期に行われるべき。</p> <p>● 報告書案に賛同。PSTNマイグレーションに関し、事前に事業者間で合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外とすることも可能。</p> <p>● （再掲）今後NTT東西が新たに構築する光ファイバに接続される大規模ネットワークにおいては（1）当協会（JAIPA）等の接続事業者団体と協議し、その技術要件について事前合意を必要とすること、（2）NTT東西殿と接続事業者団体の合意に基づく要件の着実な履行を総務省殿が確認すること、などの指定設備のプロセスについても改善が必要。</p> <p>● 「優先パケット識別機能」及び「優先パケットルーティング伝送機能」の</p>	<p>考え方14</p>	

<p>アンバンドルにあたって要望事業者への情報開示に課題があったこと等を指摘する) KDDI殿の意見に賛同。NGN IPoE協議会殿の意見については、例外による制度の形骸化を防止する観点から、その効果的な実現可能性について慎重に判断すべき。「事業者間意識合わせの場」における協議達成事項を対象外とするというNTT東西殿の意見に反対。「事業者間意識合わせの場」にNGNを用いるISP事業者は参加していない。</p>		
<p>○ 本制度の見直しに関する当社の意見は、本研究会（第13回）において当社よりお示しした内容のとおりであり、構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の見直しに関する当社の意見は、本研究会（第13回）において当社よりお示しした内容のとおりであり、当社としては、これを踏まえご議論いただいた下記の構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたいと考えます。 <p><構成員及びオブザーバーのご意見の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非標準的な使い方があった場合には意見募集等々のプロセスを経る必要があるが、反対に、単にワンランク上のルータに更改するようなときまで、200日前の意見募集等を行う必要まではない。 ・ 全てのものを今まで通り規制の対象とするわけではなく、できるだけタイムリーに新サービスを提供できるようにすることや、接続してサービスを提供する意図がないような要望にまで対応する負担をかけないようにすること等にも配慮して、何を公正競争上の規制のターゲットとするか、議論を進めるべき。 ・ NGNの全てについて対象とすると負担が大きいと考える。 ・ 悪意があって妨害することを目的とする場合や、そこまで知識が無いた 	<p>○ 報告書案に記載のとおり、本意見募集で寄せられた内容を含め構成員及びオブザーバーのご意見を十分に考慮し、総務省において省令等の立案を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ マイグレーションに関し事前に事業者間で合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外とすることも可能とのご意見については、円滑な接続に支障が生じないのであれば採用できるのではないかと考えますが、一方で、支障が生じないことの法令上の担保の在り方については、総務省において検討が必要になるものと考えます。</p>	<p>無</p>

めに次々と意見を出してしまう場合も無いとは言えないので、そのような場合の考え方については整理しておくべきではないか。

- ・ PSTNマイグレーションに関し事前に事業者間合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外としても構わないのではないか。

＜本制度の見直しに関する当社の意見＞

- ・ ルータ等は接続を前提として開発された装置であり、円滑な接続に支障を及ぼすような問題はこれまで特段発生していません。ルータ等を事前の届出対象とした場合、当社の新たな網機能の開発期間が長期化することとなり、通信業界全体のイノベーションの遅れ、ひいては国民の不利益にもつながることから、工事（開発）着手に影響を与えない手続きとしていただきたいと考えます。
- ・ また、当社としては、構成員やオブザーバーからのご意見を踏まえ、以下3点については、届出の対象外としていただきたいと考えます。
 - ① 接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると見込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能
 - ② 既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能
 - ③ 事業者間で事前に刷り合わせを行うもの

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

- 今後、SIPサーバやルータを網機能提供計画制度の対象とすることで、機能追加や変更の計画の段階で、他事業者からの意見受付や総務省殿による勧告の手段を確保することが必要、とする報告書案に賛同します。今後、IP-IP接

続の実現を控えており、また、商用開始から10年経過したNGNの設備更改(又は新たなNGNの構築)等も想定されることから、SIPサーバやルータを網機能提供計画の制度の対象に追加することは必須と考えます。

また、報告書案で示されている通り、NTT東西殿から今後のネットワークの在り方が示され、広範な議論が早期に行われるべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

○本研究会で議論された内容を踏まえ、今後、総務省において、その内容を十分に参考にしつつ、具体的な省令等の立案作業を進めることが適当との第二次報告書(案)について賛同いたします。

○また、PSTNマイグレーションに関し、事前に事業者間で合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外とすることも可能であると考えます。

【KDDI株式会社】

○報告書案に賛同します。

○(再掲)NTT東西殿やNGN IPoE協議会殿が度々研究会でIPoE事業者数の技術的制限を述べていることから、当協会は各者に対して客観的なデータの提示と検証を求めています。いまだ客観的に検証されていない認識です。上述したとおり、NTT東西設備部門からは、他会議で発表しているのと同様に、総務省の議論の場においてもより詳細な説明が行われるものと認識しており、その発表をベースに検証が行われるべきです。当然、IPoE協議会殿においてもその主張については、検証されるべきです。

また、NTT東西殿は「この制約は当社が予め仕様を決めて制限した訳ではなく、検証の結果、事後的に判明したもの」と主張していますが、IPoE接続者数

の制限によって、現在公正競争上大きな課題となっていることを認識した上で、今後同様の問題が再発することがないよう、今後NTT東西が新たに構築する光ファイバに接続される大規模ネットワークにおいては (1)当協会等の接続事業者団体と協議し、その技術要件について事前合意を必要とすること、(2)NTT東西殿と接続事業者団体の合意に基づく要件の着実な履行を総務省殿が確認すること、などの指定設備のプロセスについても改善が必要です。

○KDDI殿意見に賛同します。

当協会の過去の意見書で述べたとおり、NGN上での優先パケット転送機能の開放にあたり、NTT東西殿が接続事業者の要望に対し、接続事業者との情報の非対称性とアンバンドル三原則の要件(具体的要望)を利用し、合意まで7年もの歳月がかかりました。これにより他の事業者はNTT東西殿に比べて13年も遅れてサービス提供可能になったという事象は、現行の制度において接続事業者とNTT東西殿との間に大きな情報非対称性が存在すること、およびNTT東西殿に協議を遅滞させるインセンティブが存在することを示す大きな証左となりました。このように、現在の接続制度の上であっても情報の非対称性はNGNの接続制度上大きな課題となり得ることを再認識した上で、今後の制度議論では過度に接続事業者側の責任とならないように期待します。

NGN IPoE協議会殿の意見については、その例外による制度の形骸化を防止する観点で、機能や開発内容、目的や影響をみながら個別具体的に議論し、例外パターンの類型化と判断基準の策定、および実際の具体的な判断を行っていく必要があります。しかしそれにはNTT東西殿の詳細な情報開示と、例外を判断するための判断基準の議論が必要であること等、多くのリソースが必要となることや、そもそもその効果もみえないことから、その効果的な実現可能性について慎重に判断すべきであると考えます。

NTT東西殿の意見に反対します。「事業者間意識合わせの場」において全関

<p>係事業者が協議を行ったとしていますが、この事業者間意識合わせの場にNGNを用いるISP事業者は参加していません。特にIPネットワークにおける接続制度では、NTT東西殿が判断した事業者のみへの開示・合意によってのみでその影響事業者が決定されるべきものではなく、広く社会に確認されるべきものです。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>意見15 「網機能提供計画」制度の運用方法</p> <p>■ 当社の「網機能提供計画」制度の見直しに関する意見は、本研究会（第13回）において当社よりお示した内容のとおりであり、構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたい。具体的には、工事着手前に他事業者からの意見受付を行う場合には、その届出期間は指定設備約款の変更に係る意見募集期間（30日）と同様の期間で十分と考えており、届出期間は最短としていただきたい。意見を受けた費用負担を担保するための措置や妨害目的の意見提出の防止等の仕組みも必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 円滑な接続に支障がない場合は、最短30日程度で早期の工事着手が可能となるような仕組みを入れることで、他事業者に丁寧な対応を行うインセンティブや他事業者における円滑な運用が確保できる。 ● 報告書案に賛同。特に多くのISP事業者は接続外である光コラボレーション等における不利益な取扱いを懸念し、公に意見を表明できない場合が多いことから、総務省殿に対する直接の意見表明を行うことが想定される。 	<p>考え方15</p>	
<p>○ 本制度の見直しに関する当社の意見は、本研究会（第13回）において当社よりお示した内容のとおりであり、構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、工事着手前に他事業者からの意見受付を行う場合には、その届出期間は指定設備約款の変更に係る意見募集期間（30日）と同様の期間で 	<p>○ 報告書案に記載のとおり、本意見募集で寄せられた内容を含め構成員及びオブザーバーのご意見を十分に考慮し、総務省において省令等の立案を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

十分と考えており、届出期間は最短としていただきたいと考えております。

- ・ 加えて、制度による意見募集の結果、他事業者から意見があった際、当社が追加的な開発等を行う場合は、当該事業者に必要なコスト負担をしていただいた上で、可能な限り、その意見における要望内容にお応えしていく考えであり、そうした費用負担を担保するための措置も必要と考えます。
- ・ また、構成員のご意見にもあったとおり、追加的な開発等を行ったものの、結果的に利用する事業者がない等のリスクを回避するために、利用を前提とした意見提出を担保する措置や新たな網機能の迅速な提供を妨害することを目的とした意見提出を防止するための仕組みも必要と考えます。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

○ なお、本研究会で当社が提案したとおり、ルータ・SIPサーバ等で実現される全ての「網機能」を原則届出対象にしたとしても、円滑な接続に支障がない場合は、最短30日程度で早期の工事着手が可能となるような仕組み※を入れることで、以下2点の両立が可能になるとともに、他事業者に丁寧な対応を行うインセンティブや他事業者における円滑な運用が確保できるものと考えます。

- 円滑な接続に支障がある場合は、接続事業者からの意見提示や「網機能」の新設・変更等に対応する期間の十分な確保
- 円滑な接続に支障がない場合は、早期の工事着手によるタイムリーな網機能の提供

※ ①意見がなかった場合の前倒し有無、及び②前倒した場合の工事開始予定年月日・提

○ なお、特に、円滑な接続に支障がない場合における最短30日程度で早期の工事着手が可能となるような仕組みについては、採用することができないか総務省において検討することが適当と考えます。

<p>供予定時期などの「前倒し条項」を届出事項とし、最短、変更届出予定日の翌日には工事可能とする仕組み</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>特に多くのISP事業者は接続外である光コラボレーション等における不利益な取扱いを懸念し、公に意見を表明できない場合が多いことから、総務省殿に対する直接の意見表明を行うことが想定されます。総務省殿は、これらの意見についても他の手段と同様に考慮し、適切に運用いただくことが必要です。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
--	--	--

第5章 継続検討事項

意見	考え方	修正の有無
<p>意見16 アンバンドル機能の廃止等に伴う周知制度の整備</p> <p>● 報告書案に賛同。(同旨2者)</p>	<p>考え方16</p>	
<p>○ 報告書案に賛同します。指定電気通信設備に係るアンバンドル機能の休廃止に当たっては、極力エンドユーザや接続事業者に影響がないよう代替策の検討等が行われ、接続事業者による必要な対応の円滑な実施が確保されることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 賛同のご意見として承ります。報告書案記載のとおり、①休廃止される機能を利用している接続事業者が代替策への移行等の必要な対応を円滑に行えることを確保するという観点、及び②周知状況や接続事業者の対応状況を確認できる仕組みとするという両観点を踏まえ、総務省において省令の内容等の検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>意見17 フォローアップ事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業の発展や利用者利便の向上に資するものについて、本研究会のようなオープンな検討が必要な課題が生じた際には、当社としても引き続き協力していく考えであるが、基本的には事業者間の協議等に委ねていただき、当事者間での課題解決を図ることが望ましいと考える。 ★ VNE事業者の意見が反映されないまま第一次報告書案が作成されるなど、議論が尽くされていない状況。本研究会の取り組みが成果（よい結果）につながったのか、拙速な議論となっていなかったか等について、今後検証することが必要であり、本報告書の掲載事項は事実のみにするべき。 ● これまでの経緯から、本研究会が開催されていなければ、協議の進展や制度化の促進がなされなかったと想定されることから、今後も発生するであろう課題に対して引き続き研究会の場で検討していくことを強く要望。今後の研究会議論においてはアクセス網に係る議論を加速していくべき。先に意見募集が行われたスタックテストの在り方に関する議論も研究会にて行い、見直しに向けた検討を進めるべき。 ● 報告書案に賛同。本研究会が効率的な議事進行によって広範囲且つ速やかに議論できたことにより、当面の接続に関する諸問題だけにとどまらず、技術や社会の進展における新しい接続制度の規律のあり方についても提起・議論できたと認識。今後は、卸と接続のあり方（卸による規制の回避と接続の劣後）、接続議論に向けたNDAの扱い、VULA等をモデルにしたNGNにおける新しい接続形態等も議論いただきたい。 ● 短期間で多くの議論が行われ、問題が整理されたことは非常に大きな前進。今後もフォローアップをお願いする。 	<p>考え方17</p>	
<p>○ 当社は、本研究会での議論に関わらず、今まで円滑な接続が可能となるよう取り組みを行ってきたところです。</p>	<p>○ 本研究会における検討課題については、開催要綱に従い、オブザーバー等の要望を踏ま</p>	<p>無</p>

電気通信事業の発展や利用者利便の向上に資するものについて、本研究会のようなオープンな検討が必要な課題が生じた際には、当社としても引き続き協力していく考えですが、基本的には事業者間の協議等に委ねていただき、当事者間での課題解決を図ることが望ましいと考えます。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

- 本研究会では、IPoE方式で接続するVNE事業者の意見が反映されないまま第一次報告書案が作成されるなど、議論が尽くされていない状況にあると認識しています。本研究会の取り組みにより省令改正等が行われたことが成果（よい結果）につながったのか、拙速な議論となっていないか等について、今後検証することが必要だという認識であり、本報告書の掲載事項は事実のみにするべきです。従って次のように修正することを要望します：

（修正案）

本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施してきた。その結果、改正省令等の制度の改定が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が図られた。このような進捗を図ることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。

【NGN IPoE協議会】

- 報告書案で示されている通り、NGN県間設備の接続料について研究会で取り上げられたことでNTT東西殿との協議が進展し合意に至った等、研究会が協議

えつつ、事務局において整理した上で決定されるべきものと考えますが、特段の支障がない限り、関係事業者に対する門戸は開放され続けるべきと考えます。

- 本報告書案に成果として例示している省令整備、行政上の措置、及び県間接続料の合意・低廉化等は、これまでになかった明らかな進捗であり、「NGN等における円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗した」等の本報告書案の現状の表現は妥当と考えます。
- スタックテスト（接続料と利用者料金との関係に関する検証）の在り方に関する議論を行うべきとの意見については、要望を踏まえて、意見提出者であるオブザーバーによる発表の機会を設けることとします。
- 卸と接続のあり方については、考え方13のとおりであり、NDAについては、考え方5のとおりです。

の進展や制度化の促進に寄与したことは明らかであり、研究会の事務局である総務省殿及び構成員に対し改めて謝意を示します。これまでの経緯から、本研究会が開催されていなければ、協議の進展や制度化の促進がなされなかったと想定されることから、今後も発生するであろう課題に対して引き続き研究会の場で検討していくことを強く要望します。

加えて、先述のとおり、NGNのコア網に関する議論が研究会において進展したのに対し、光ファイバ等のアクセス網に関する議論は大きな進展が見られません。コア網とアクセス網は同様に重要であり、併せて進めていく必要があることから、今後の研究会議論においてはアクセス網に係る議論を加速していくべきと考えます。

また、研究会としてフォローアップが必要として示されている5項目に加え、先に意見募集が行われたスタックテストの在り方に関する議論も研究会にて行い、見直しに向けた検討を進めるべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

○ 報告書案に賛同します。

本研究会での議論では、当協会はオブザーバーとして、光回線接続料やNGN接続に関する諸問題、NTT東西殿による網終端装置の差別的取扱い事例を公表した上での透明性・公平性が確保されていない事への問題提起、IPoE接続促進議論における地域のICT環境整備促進など、様々な課題を提起し、議論させていただきました。ここでは構成員各位や他のオブザーバー各者、事務局である総務省殿等多くの関係各位の協力の下に参加させていただいたと認識しており、改めてお礼を申し上げます。

本研究会が効率的な議事進行によって広範囲且つ速やかに議論できたことにより、当面の接続に関する諸問題だけにとどまらず、技術や社会の進展に

おける新しい接続制度の規律のあり方についても提起・議論できた認識です。しかしながら、例えば網終端装置の増設基準の変更に関する要請に関して数ヶ月経過した現時点においてもNTT東西殿から中長期的な増設に関する明確な回答を頂いていない状況は、議論が未だ入り口段階にあるともいえます。本研究会では接続制度全般において継続的に以下の議論とフォローアップを行っていただくよう要望します。

今後の課題

1. 接続環境の推進

- ・ NTTによるNTEの差別的提供の検証と卸の位置付け
- ・ 卸と接続のあり方（卸による規制の回避と接続の劣後）
- ・ 接続議論に向けたNDAの扱い
- ・ 加入光ファイバの耐用年数

2. NGNにおけるインターネット接続方式毎の差異の解消に向けた議論

- ・ 関門系ルータ等の装置の接続料と増設基準
- ・ 地域独立POI（地域限定接続）の実現
- ・ POIの小容量化とコストドライバ
- ・ 県間ネットワークの扱い
- ・ VULA等をモデルにしたNGNにおける新しい接続形態

当協会は、引き続き関係各位との議論に積極的に参加し、国内外のICT環境や公正な競争（政策）環境整備に向けてオープンに議論・尽力していく所存です。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

<p>短期間で多くの議論が行われ、問題が整理されたことは非常に大きな前進であると思います。</p> <p>NTEの混雑問題、IPoEの参入障壁の解消、NGNの接続料化など、利用者の利便性向上、競争の促進に向けたフォローアップを、ぜひお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【EditNet株式会社】</p>		
---	--	--

その他

意見	考え方	修正の有無
<p>意見18 PPPoE及びIPoEと民主主義の根幹である自由で多様な議論の確保</p> <p>● PPPoE方式のように多様な(多数の)接続性の担保は、民主主義の根幹である自由で多様な議論の確保につながる。日本がオープンで自由なデータ流通可能なインターネットを利用できる世界のトップランナー国の一員であるためにも、PPPoEがIPoEに劣後することない利用環境の整備を早急に行う必要がある。また、IPoE接続においても地域独立で且つ小容量ポート化など、多様で柔軟な接続環境が早急に整備されることを要望。</p>	<p>考え方18</p>	
<p>○ 内閣府知財本部における「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」の決定に基づき、NTTグループの主要な通信会社は一般市民の通信の中身をチェックし、遮断すること(ブロッキング)を表明しました。この決定と、これに基づくブロッキング行為は「通信の秘密」を侵害するばかりでなく、憲法が禁止する検閲となる可能性が高く、「表現の自由」や「国民の知る権利」を脅かすことになることから、日本の民主主義を脅かす大きな原因となります。</p> <p>また、これらは通信事業者の役割が「通信の中身を見ることなく情報を届け</p>	<p>○ 総務省において今後の情報通信政策の参考としていただきたいと考えます。</p>	<p>無</p>

る者」から「通信の中身を監視していく者」と大きく立場が変わることに対する議論もされぬまま進んでいます。

PPPoE方式のように多様な(多数の)接続性の担保は、民主主義の根幹である自由で多様な議論の確保につながります。過去に、総務大臣は携帯電話3事業者へ青少年が利用する携帯電話へのフィルタリング要請を行い、これに各社が早急に対応した経緯があります。当時はフィルタリングに対し「検閲の懸念」、「青少年の知る権利に対する懸念」といった議論がおきていた中、翌年には導入されました。このように該当する事業者が少なければ対応を早急に徹底させることも可能です。

現状、PPPoE方式では全国で多数の事業者が接続していますがIPoE方式では16社に制限されており、先の携帯電話会社へのフィルタリングと同じように要請がなされた場合、より簡単にブロッキングできてしまうことになります。

日本がオープンで自由なデータ流通可能なインターネットを利用できる世界のトップランナー国の一員であるためにも、PPPoEがIPoEに劣後することない利用環境の整備を早急に行う必要があります。また、IPoE接続においても地域独立で且つ小容量ポート化など、多様で柔軟な接続環境が早急に整備されることを要望します。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】